

銀行衰退論再考

— 「失われた 20 年」 を経て —

吉 田 康 志

はじめに

「銀行衰退論」は、1990年代を中心に、主に米国において盛んにとりあげられ議論されたテーマである¹。当時は、1980年代に始まった金融分野における自由化や規制緩和が世界的な拡がりをもって進展していた時期であり、これに伴って銀行産業における競争環境が大きく変化しつつあった時期でもあった。金融分野の自由化や規制緩和の進展は、まず第一に銀行産業における競争の促進につながる。これは、銀行に対する伝統的な規制が競争制限的な性格を持っており、それが金融自由化等で撤廃されることによって銀行間の競争を促進すると考えられるためである。さらに、金融自由化等は、それまで専ら銀行が提供してきた金融サービスを銀行以外の業者が提供することを容易にするような環境をもたらした。その結果、銀行は銀行産業内部における競争に加えて、金融代替サービスを提供する競合者による銀行産業外部からの競争圧力にもさらされることになった。その一方で、この時期は、1980年代の金融機関の経営危機問題の発生²を背景として金融システムの安定化に対する意識が高まっていた時期³とも重なっている。⁴

銀行衰退論は、こうした背景のなかで登場してきたわけだが、その論点は非常にストレートフォワードなものである。すなわち、銀行に代わる新たな金融サービス提供者が登場し、それと同時並行的に銀行の破綻が増加しつつあるなかにあっては、「銀行産業は衰退しつつあるのではないか」、「銀行はもはや必要ないのではないか」という形で銀行産業の存在意義に対する一連の疑問が湧いてくるのは、ある意味自然なことだったといえる。こうした疑問に対して、銀行部門の資産規模等のいくつかの指標の推移を分析することによって銀行産業における衰退の兆候の有無や将来の動向を見定めようとするのが銀行衰退論の目的であった。

¹ 例えば、米国のシカゴ連邦準備銀行が毎年開催している銀行構造および競争に関するカンファレンス (Conference on Bank Structure and Competition) の第30回 (1994年) 会合のテーマは「The Declining(?) Role of Banking」というものであった。

² 米国では、商業銀行やS&L (貯蓄貸付組合) の経営破綻が顕著になったのは1980年代であった。

³ S&L危機における多額の破綻処理コスト等の教訓を踏まえ、米国では1991年に連邦預金保険公社改善法 (Federal Deposit Insurance Corporation Improvement Act) が制定された。

⁴ 金融自由化と銀行間の競争激化および金融システム危機との関係については、堀内 (2003) が Financial Restraint 仮説 (同仮説については Hellman, Murdock and Stiglitz (2000) を参照のこと) を用いて説明している。

銀行衰退に関する代表的な先行研究としては、Boyd and Gertler (1994) が挙げられるが⁵、そのポイントは概ね以下のように要約することができる。

- ・米国の金融サービス業全体のなかに占める銀行業のシェアは、資産ベースで見れば明らかに減少傾向を示している。
- ・他方、銀行の活動は、オフバランスシート面を考慮すれば単純に減少しているとは言い切れない。
- ・また、GNP における銀行産業の付加価値のシェアでみた場合、銀行産業は衰退しているとは考えられない。
- ・以上のことから、銀行業に関しては衰退の兆しがあるとはいえない。

基本的には Boyd and Gertler (1994) を代表とする銀行衰退論は米国の銀行産業を対象としていたわけだが、吉田 (2005) は同様の問題意識から日本の銀行を対象としてこの問題を取り扱った。それによれば、貸出残高の減少や金融セクター⁶における国内銀行のシェアにおける若干の低下傾向から、わが国でも 1990 年代以降は「伝統的銀行業」に衰退の兆候が現れはじめているという可能性は否定できないものの、銀行資産残高の対 GDP 比率の推移や銀行のオフ・バランスシート活動の拡大などを勘案すると、日本の銀行産業の地位の変化は米国のそれとは速さも程度も異なり (緩慢かつ小規模)、日本の事情を米国と同列に扱うには注意が必要であるともいえる。

いずれにせよ、米国でも日本でもバランスシート上で把握できるような伝統的な銀行業務という観点でみれば、銀行産業の衰退と解釈することが可能なような傾向があったのは事実である。しかしながら、伝統的銀行業という金融サービスの衰退と、金融サービスを担ってきた主体である銀行という組織の衰退を同一視すべきではないだろう。「伝統的銀行業」とは、銀行だけが固有に提供可能な一定の金融サービスのセットであり、その範囲はある程度限定的なものである。また「銀行組織」とは、一般的には銀行業務を行うことに関して免許を取得した業者であるが、その業務範囲は「伝統的銀行業」に限定されるわけではない⁷。特に近年、銀行組織はデリバティブその他の非伝統的なオフ・バランスシート業務への関与を増やしつつある。よって、「伝統的銀行業」は衰退したとしても、直接にそれが「銀行組織」の衰退を意味するわけではない。銀行の金融サービス業における地位は以前ほど高くはないものの、その機能は、引き続き重要性を維持している——銀行衰退論に関する文献は、概ねこうした方向でまとめることができよう。

しかし、銀行衰退論における代表的文献が対象としていた観察期間は、せいぜい 90 年代末までであったということもあり、直近の環境変化をふまえた銀行産業の趨勢に関する分析はあまりないのが現状である。例えば、この関連の文献として最も新しい Feldman and Lueck (2007)

⁵ 銀行衰退論の代表的文献としては、その他に Kaufman and Mote (1994)、Wheelock (1993) がある。

⁶ ここでは、預金取扱金融機関に加えて、保険、投資信託、ノンバンクなどを含む。

⁷ 銀行 (本体) の業務範囲は各国の法規制によって区々であるが、銀行業の関連業務ならびに周辺業務を含むのが普通である。

でも、Boyd and Gertler (1994)の分析方法を踏襲したうえで分析期間を2005年まで更新している程度である。さらに、こうした研究が行われた90年代と現在では、銀行をとりまく環境は相当に変化したといわざるをえない。とりわけ日本経済は、バブル経済崩壊に伴い90年代初めから長期間にわたる景気低迷（いわゆる「失われた20年」）を経験し、加えて2008年には世界的な金融危機（いわゆる「リーマンショック」）、2011年には東日本大震災の影響を被っている。こうしたなかで、金融分野の規制緩和・自由化の進展⁸にもなって、わが国の銀行産業の競争の度合いは高まる方向に変化したと考えられる⁹。

そこで本稿では、伝統的銀行業に関連する最近のデータの推移をみることでわが国の銀行産業の趨勢を改めて概観するとともに、銀行を代替する可能性のある新規サービス提供者の最近の動向ならびに銀行の本質的な機能の確認をふまえて、銀行が本当に衰退の方向にあるのか否かについて判断することを目的としている。結論としては、わが国の伝統的銀行業衰退の兆候はデータ上明確に判断できるほど表れているわけではなく、また銀行の本質的な機能を提供するようなサービスの提供者は現時点ではいかなる形でも登場していないという点から、銀行業は少なくともわが国において衰退しているとは判断できないと考えられる。

本稿の構成は以下のとおりである。まず第2節ではデータ面からわが国の伝統的銀行業の動向を確認する。つづく第3節では銀行の機能を代替する可能性のあるサービス提供者の現状を見たとえ銀行の本質的な役割について検討し、現状では新しいサービス提供者が銀行の機能を代替しえないことを示す。第4節では結論を示し本稿をまとめる。

2 伝統的銀行業の趨勢

「失われた20年」およびその前後の時期に生じた規制環境等の変化を受け、わが国の銀行産業はどのように推移してきたかを概観するため、ここでは銀行の資産関連計数等の変化の動向をみていくこととする。ここで特に着目するのは、銀行業務のうち「伝統的銀行業」であるが、これは次のような考え方に基づくものである。銀行が扱うことのできる業務の範囲は、法によって明確に制限されているとはいえ、相応に広範囲にわたる¹⁰だけでなく、規制緩和の進展に伴って拡大する傾向にある¹¹。銀行の業務を、預金／貸出のように貸借対照表上で自ら負債／資産を抱えて行う、いわゆるオン・バランスシート業務と、それ以外のオフ・バランスシート業務におおまかに分けた場合、主に後者の部分が新たな業務範囲として付け加わっていることになる。前者は不良債権処理や規制緩和によっておそらく負の影響を受けたものと推測されるが、その

⁸ 規制改革関連としては、1993年に金融制度改革法が施行され、1998年からは金融システム改革関連の施策が施行されはじめた。

⁹ 「失われた20年」の前後を通じて生じた銀行産業の変化については、吉田（近刊）を参照のこと。

¹⁰ 銀行法で規定する銀行の業務範囲は、①固有業務（預金、貸出、為替）、②付随業務、③他業証券業（投資信託の販売等、金融商品取引法に定める一定の業務）④法定他業（信託兼営法等の他の法律の定めにより行う業務）とされている。

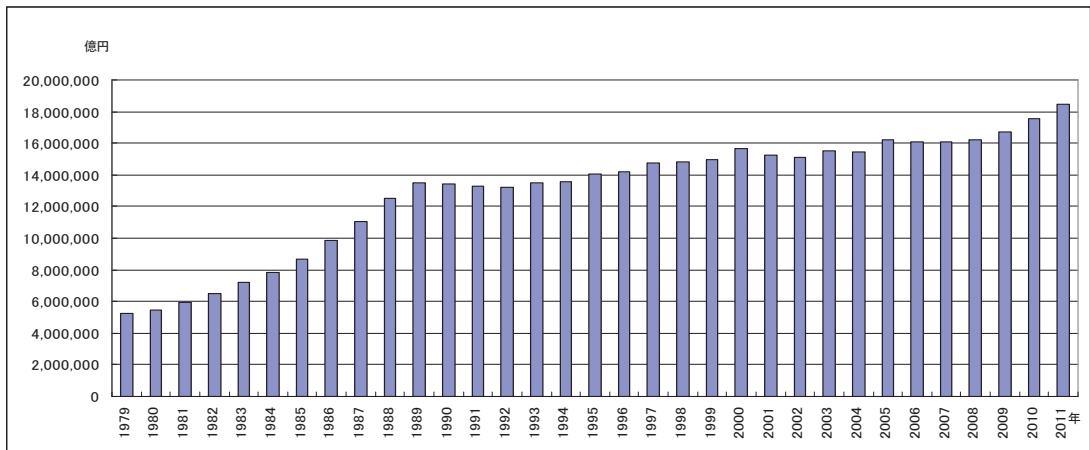
¹¹ 特に現行の銀行法（1981年制定）の施行後についていえば、金融システム改革法（1998年）によって銀行関連の業務範囲の大幅な見直しが行われた。金融システム改革関連の銀行法の改正については、木下（1999）を参照のこと。

一方で後者は環境変化によって正の影響を受けたと考えられる。このように、銀行は全体として相反する影響を受けるわけであり、それらを相殺した後の結果だけから銀行の状況の変化を判断するのは適切ではない可能性がある。従って、(後述するように) 本来的な銀行業務の重心が前者にあると考えるならば、まず第一に銀行のオン・バランスシート業務、すなわち固有業務である預金業務・貸出業務(伝統的銀行業)の状況に資産/負債の規模の側面から着目すべきであるとする。

2.1 総資産残高

銀行の貸借対照表において資産の部で貸出金が占める割合は50%超であり、負債の部で預金が占める割合は70%を超える¹²。よって、銀行の総資産残高は、伝統的銀行業の状態を把握するのに適した指標と考えられる。図1は、預金取扱金融機関¹³の総資産残高(実質ベース¹⁴)が過去30年ほどの間どのように推移したかを示している。グラフが示す期間のうち1990年以降の部分が「失われた20年」におおよそ該当する。

これを見ると、バブル経済崩壊を契機として銀行の総資産残高の増加率に変化が生じたことがわかる¹⁵。「失われた20年」の間においても、銀行の総資産残高の増加傾向は継続しているものの、明らかに高度経済成長期にみられたような勢いはバブル経済の崩壊を契機として失われたと思われる。



出所：日本銀行資金循環統計、内閣府 国民経済計算各年に基づき著者作成。

図1 預金取扱金融機関の総資産残高の推移 (実質)

¹² 2012年3月末時点の全国銀行全体の財務諸表の計数に基づく(全国銀行協会、2012)。

¹³ 銀行に加えて、農林水産金融機関、中小企業金融機関、郵便貯金(2007年以降は、ゆうちょ銀行として銀行に含まれる)、合同運用信託から構成される。

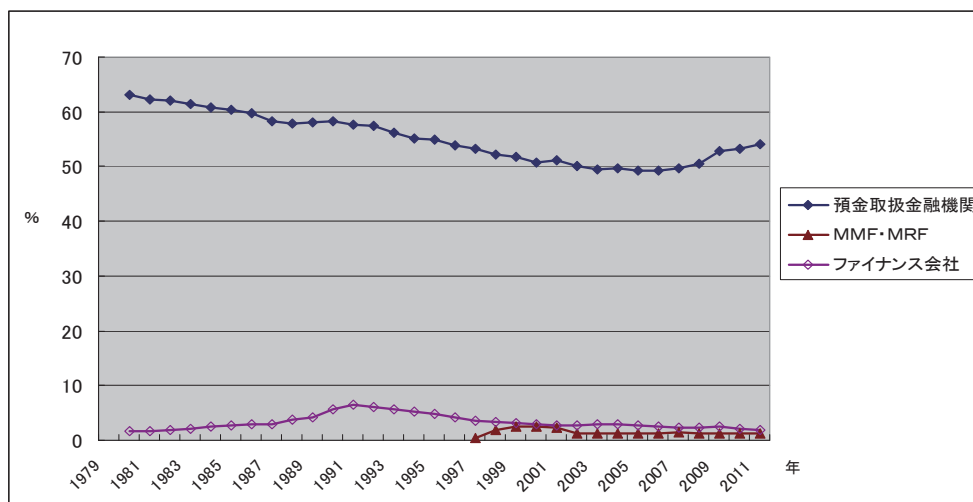
¹⁴ 2005年基準の国内総生産デフレーター(暦年)で実質化した。

¹⁵ 本来であれば、より広い時間経過のなかで判断すべきであるが、吉田(2005)が示す1960年代以降の国内銀行の総資産残高(実質)の推移状況を勘案しても、概ね同様のことがいえる。

2.2 金融セクターにおけるシェア

単に総資産残高の動向をみるだけでは、伝統的銀行業とその競合者との相対的關係を把握することはできない。そこで総資産残高ベースでみた、金融セクター内での預金取扱金融機関とその競合者との關係をみておこう。図2は、金融機関全体¹⁶の総資産に占める預金取扱金融機関、ならびに預金業務の競合者であるMMF・MRFのシェアと貸出業務の競合者であるファイナンス会社のシェアを示している。

グラフで示す期間の傾向をみると、預金取扱金融機関のシェアについては、バブル経済崩壊とはほとんど関係なく2008年頃まではほぼ一貫して低下し、その後増加に転じたことがわかる。他方、MMF・MRFにしてもファイナンス会社にしても、そのシェアの大きさは10%に満たない水準で推移しており、到底銀行の資産に対抗できるような規模ではない。特にファイナンス会社は、バブル経済崩壊以降は預金取扱金融機関と同様に低下傾向にあり、銀行の貸出をどれほど代替できたかは疑問である。



出所：日本銀行資金循環統計各年に基づき著者作成。

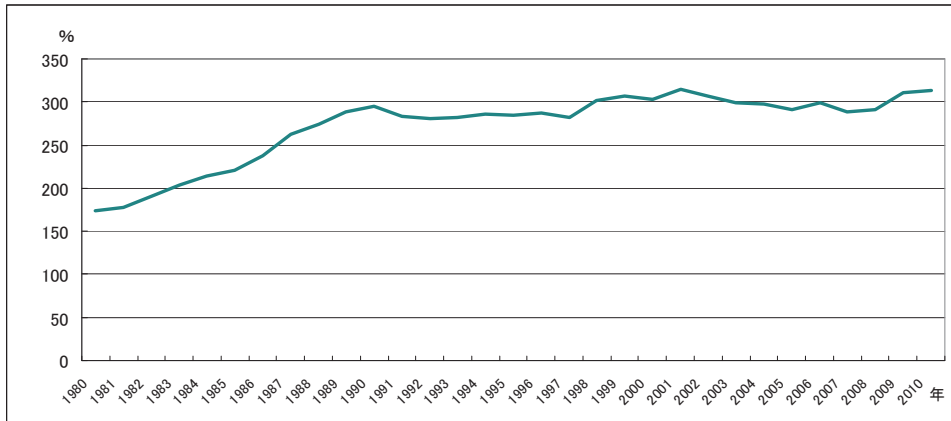
図2 金融セクターにおける預金取扱金融機関等のシェアの推移

2.3 総資産残高の対GDP比率

次に、預金取扱金融機関の総資産残高の割合を対GDPの比率でみたのが図3である。このグラフでは、「失われた20年」における銀行の姿がより特徴的に示されている。つまり、1990年までは銀行の総資産残高の比率が対GDP比率で増加していたのと対照的に、1990年より後の期間はほぼ300%の近傍で落ち着いたことがわかる。これは、わが国経済全体のなかでの銀行セ

¹⁶ 日本銀行、預金取扱金融機関、保険・年金基金、証券投資信託、ノンバンク、公的金融機関、ディーラー・ブローカーで構成される。

クターの拡大傾向がバブル経済崩壊を契機に安定的に推移する段階に移行したとも考えられる。



出所：日本銀行資金循環統計、内閣府 国民経済計算各年に基づき著者作成。

図3 預金取扱金融機関の総資産残高の対 GDP 比率の推移

2.4 預金業務・貸出業務における競合

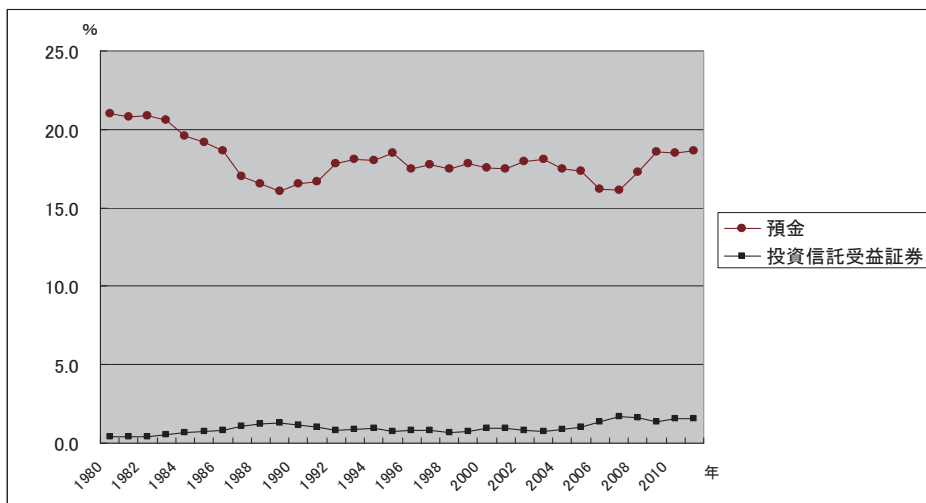
これまで、銀行の預金および貸出の状況は、銀行の総資産で代表させてきたが、ここでは、銀行の預金額および貸出額とその潜在的競合者との関係を直接みることにする。

(1) 銀行預金と投資信託

図4は、金融商品の残高に占める銀行預金および投資信託受益証券のシェアの推移を示す。特徴的なのは、銀行預金のシェアが1990年より前は低下しているのに対し、同年以降は15%から20%の間で安定しているようにみえる点である。他方、投資信託受益証券のシェアについては、全体としては微増傾向にあるともいえるが、水準としては2%に満たない状態である。

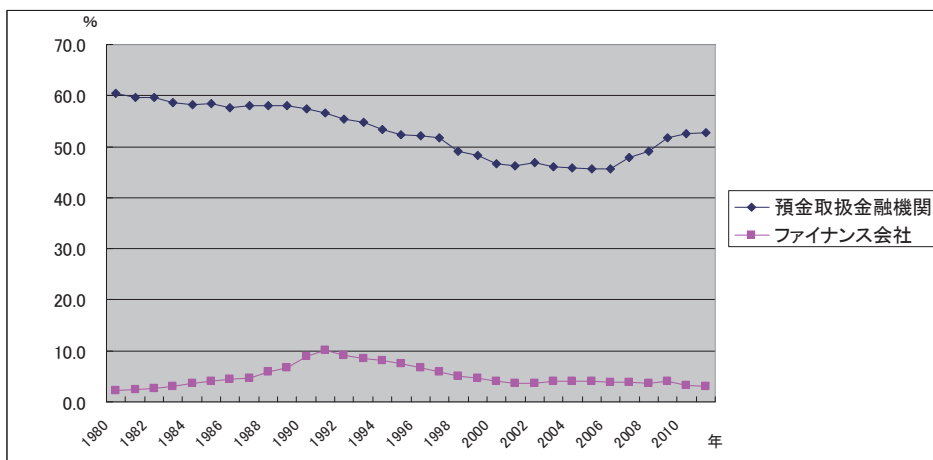
(2) 銀行貸出とファイナンス会社貸出

図5は、全金融機関の貸出に占める預金取扱金融機関貸出およびファイナンス会社貸出のシェアの推移を示している。預金取扱金融機関貸出のシェアは2006年まで一貫して低下しているが、その後上昇に転じている。一方、ファイナンス会社貸出は、バブル経済崩壊の時期(1991年)にシェアのピークがあることがわかる。



出所：日本銀行資金循環統計に基づき著者作成。

図4 銀行預金および投資信託受益証券の金融商品に占めるシェアの推移



出所：日本銀行資金循環統計に基づき著者作成。

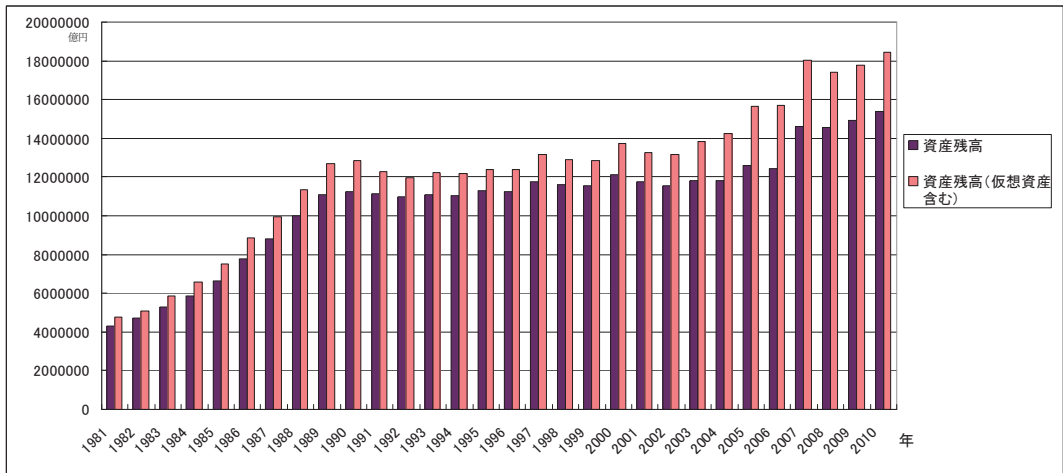
図5 預金取扱金融機関およびファイナンス会社の貸出の全金融機関貸出に占めるシェアの推移

2.5 オフ・バランスシート業務の状況

これまで、銀行のバランスシート上の計数の推移をみてきたが、ここでは参考までに銀行のオフ・バランスシート業務も考慮することとしよう。つまり、銀行の非金利業務の利益をオン・バランスシートの計数に換算することによって、銀行の預金・貸出以外の業務を含めた銀行の業務全体の推移を把握しようというものである。具体的には、銀行の資産が資金運用益（資

金運用収益－資金調達費用)を生むのと同じ割合で仮想的資産が非金利業務利益(役務収支)を生むものと仮定し、実際の役務収支の額から仮想的資産額を算出する¹⁷。近年言われているように、もし銀行のオフ・バランスシート業務がオン・バランスシート業務を超える割合で拡大しているのであれば、銀行の(仮想的資産を加えた)資産規模はそれを反映して大きくなることになる。¹⁸

図6のグラフは、銀行等の資産額、および同資産額に仮想資産を加えた額の推移である。また図7は、銀行等の資産額の対GDP比率、および同資産額に仮想資産を加えた場合の対GDP比率の推移を示している。いずれのグラフにおいても、2つの系列の差は銀行のオフ・バランスシート業務の規模を資産の大きさに換算したものである。銀行においては伝統的業務が全体の業務の大部分を占めていることがわかるものの、時間の経過とともにオフ・バランスシート業務の割合が大きくなってきていることも見て取れる。特に2004年以降ではオフ・バランスシート業務はオン・バランスシート業務の2割を超える規模になっている。

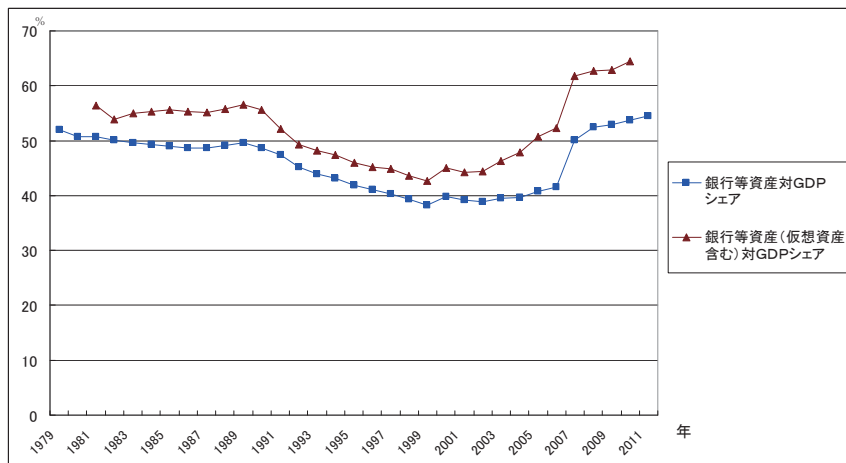


出所：日本銀行資金循環統計および全国銀行財務諸表分析に基づき著者作成。

図6 銀行等の資産額推移(仮想資産を含んだ額との比較)

¹⁷ 換算方法はBoyd and Gertler(1994)に倣った。なお、第6図および第7図については、いずれも銀行等(国内銀行、在日外銀、農林水産金融機関、中小企業金融機関等)をベースとしているが、資金運用益と役務収支の比率の算出は全国銀行の計数を基礎としている。

¹⁸ Boyd and Gertler(1994)は、オフ・バランスシート業務のオン・バランスシート化にあたっては、非金利業務の利益に加えて、credit equivalent amount(信用リスク相当額：パーゼラアコードに基づく最低所要自己資本比率の額を算出する際に考慮すべきリスク量で、デリバティブ取引において相手方がデフォルトした場合に同じポジションを市場で再構築するための潜在的コスト等からなる)も用いているが、わが国の銀行全体の信用リスク相当額に係る計数が入手できないため、今回の分析からは除いている。



出所：日本銀行資金循環統計および全国銀行財務諸表分析に基づき著者作成。

図7 銀行等の資産額の対GDP比率の推移 (仮想資産を含んだ率との比較)

2.6 データによる衰退の判断の問題

上記のように、金融セクター全体における銀行の資産のシェアや貸出残高シェアに関するデータを見る限りでは、銀行の地位が低下する傾向にあると解釈しうるような時期が確かに存在しているが、それは概ね2000年くらいまでであり、それ以降、それらのシェアは上昇する動きをみせている。それ以外の計数の状況を併せてみても、ここから直ちに、わが国の銀行業が衰退傾向にあるとは判断できないだろう。とりわけ最近みられるような伝統的銀行業のこうした持ち直しは、リーマン・ショック以降言及されることが多くなった「商業銀行業への回帰」の動き¹⁹とも関係があるかもしれない。だが、このような伝統的な銀行業の回復は、今後も長期的に続くものなのだろうか。あるいは復調は一時的なものに過ぎず、銀行業は再度低下に向かうのだろうか。結局のところ、こうした判断をデータのみから衰退の有無を判断することには困難が伴う。

こうした困難は、銀行衰退論に当初から付随していた問題だったといえる。例えば、金融セクター内での銀行のシェアの持続的な低下傾向が観測されたからといって、それを単純に銀行業の衰退と結びつけることが可能なのだろうか。またそれが可能だとして、シェアがピーク時の何割程度まで低下したら衰退とみなすべきなのだろうか。衰退とみなした低下傾向が後に反転した場合は、衰退はなかったことになるのだろうか。このように、従来の銀行衰退論では「衰退」に関する明確な定義づけや、判断に際しての具体的・数量的な基準の設定がなされてこな

¹⁹ 国際通貨研究所の行天理事長（元財務官）は2008年11月18日の講演において、今後の国際的な流れとして金融のビジネスモデルは伝統的な「商業銀行モデル」に回帰すると述べている（羽野、2008）。また、日本銀行の西村副総裁（当時）は2011年12月9日の講演において同趣旨の発言をしている（西村、2011）。

かった。また、データの解釈に関しても、それが循環的な要因によるものか構造的な要因によるものかの区別が難しいという問題もあった。こうしたなかで、過去のデータに基づいて銀行産業の将来動向を予測することはさらに困難だったといえる。

実際のところ、データのみから衰退の有無を判断しなければならないのであれば、何らかの恣意的な基準を設けてそれにあてはまるか否かで判断する以外に方法はない。だが、設定された基準の正当性がいかに検証されるべきなのかも明確ではない。結局、データによる判断が難しいということであれば、データに拠らないアプローチをとるしかない。このため次節では、銀行の機能を原理的に明らかにしていく方法によってこの問題に接近していくこととする。

3 銀行の本質的な役割と銀行の衰退

前節で述べたように、データのみによる衰退傾向の判断は難しいことから、本節では、そもそも銀行業がどのようなビジネスモデルなのかを原理的に解明し、そのうえで銀行業の衰退について考えていくこととする。

3.1 銀行の固有業務と新しいサービス提供者

金融自由化・規制緩和の進展によって、様々な金融サービスが様々な主体によって提供されるようになってきている。そうしたなかで、銀行にとって代わる（あるいはその可能性のある）主体は、現時点で実際にどの程度存在しているのだろうか。また、それらが代替すべき銀行の機能とはどのようなものか。単純に考えれば、その中核となるのは銀行の伝統的業務である「預金」、「貸出」、「為替」であろう。以下では、その各々について、銀行との競合の現状について具体的にみていくことにしよう。

(1) 預金業務

銀行のみに認められている預金業務は、預金者から金銭を受け取り、その見合いとして預金証書（銀行の負債）を発行する取引である。銀行預金（要求払預金）には流動性があり決済にも用いることのできるという特徴がある。また家計は、このサービスを貯蓄の目的で利用するのが一般的である。詳しくは後にみるが、いかなる者であっても銀行免許を得ない限り預金の取扱いは禁じられている。だが、預金者の立場にたてば、金銭を預け入れ、その対価として決済サービスや貯蓄サービスを受けられるのであれば、必ずしも取引相手は銀行である必要はない。そうした預金者側のニーズに対応することのできる預金以外の金融商品として登場したのが、証券会社が販売する中期国債ファンドやMMF、MRFといった流動性と安全

性を併せ持った投資信託である²⁰。少なくとも平時に限っていえば²¹、これら投資信託商品の経済的機能は銀行預金と似通っており、通常その利回りが預金金利より高く設定されていることを勘案すれば、これらは銀行預金にとって有力な競合者であるといえる。

(2) 貸出業務

預金の受入を業とする場合とは異なり、貸出業務のみに従事する際には銀行免許やその他の認可は必要とされていない。このため、従来から様々な経済主体が業としての貸出に関与してきた。例えば生命保険会社は、保険契約者から受け入れた保険料の運用方法のひとつとして積極的に法人向けの設備資金・運転資金の貸出を行ってきており、企業金融の部面においても一定のプレゼンスを有している。また、貸出業務を本業として扱っている事業金融会社や消費者金融会社などの、いわゆるノンバンクが存在している。これらの業者による貸出業務は、銀行のそれと並存して従前から行われてきたものであり、銀行の規制緩和に伴って新たに登場してきたわけではない。とはいえ、従前は、銀行の貸出先は大手中堅企業、ノンバンクの貸出先は中小企業および個人という大まかな棲み分けがなされてきた。しかしながら資本市場の規制緩和の進展に伴い、大手中堅企業では市場からの調達が増えてきた（銀行借入が減少してきた）ことから、銀行の融資ターゲットの重点は中小企業、個人へと移行し、その結果、貸出業務において銀行とノンバンクが直接に競合するような状況が生じつつある。

(3) 資金移動業務

銀行における資金移動は、銀行の預金勘定元帳に電子的に記帳された預金（コンピュータ上の金額データ）を預金者の口座間で付け替えることによって実現している。これは遠隔地間の資金移動であっても仕組みは原理上同様である。こうした処理は、正にコンピュータと通信ネットワークによって可能となっているわけであり、情報通信技術の向上によって、より迅速に処理することが可能となる。資金移動を実現するうえで使用されている情報処理の内容や通信技術は特段複雑なものではなく、必ずしも銀行でなければ扱えないようなものではない。したがって以前から資金移動の分野に関しては、情報処理や通信ネットワークを専門とする業者の方が銀行よりも効率的に業務を取り扱えるので、将来はこれら業者の参入が増えるとの見方があった。しかしながら、資金移動は、どのような情報通信技術によって実

²⁰ これらの投資信託は、普通預金（流動性預金）が持つ①元本保証、②1円単位で即時払出し可能、③決済性という特徴をかなり忠実に再現することができた。まず投資信託の場合、投資家が受け取るのは元本保証のない投資信託受益権であるが、元本割れを起こす可能性が極めて低いという高い安全性ゆえに、元本保証の預金に対抗することができた。また、MMF および MRF については1円以上1円単位の解約が可能であり、普通預金とほぼ同等の流動性を備えていた。決済性、つまり支払手段としての使い勝手の面では銀行預金に一日の長があるが、MRF ではクレジットカードの利用代金の支払に使えするという決済面での特徴があった。

²¹ 2000年頃、国際金融市場が一時的にショックに見舞われた際に、一部の中期国債ファンドとMMFが実際に元本割れを起こしている。

現したとしても銀行法で規定する「為替取引」²²に該当してしまう。銀行法は、「為替取引」を行うに際して銀行免許の取得を求めていることから、銀行ではない情報処理業者等が資金移動業務に進出することは実際には困難であった²³。

ところが、2010年4月に「資金決済に関する法律」が施行され、これにより一定の規制²⁴の下であれば銀行以外の会社が「資金移動業者」として資金移動業務を行うことが認められるようになった（同法第37条）。現在、金融庁に資金移動業者として登録している業者は34社である²⁵。また、こうした資金移動業者が扱う資金移動のうちコンビニエンスストアで取扱われている収納代行の件数は、既に都市銀行の内国為替²⁶の取扱件数を上回っているとも言われている（鈴木、2009）。なお内国為替取引は、飽くまで異なる銀行間の振込取引であり、同一銀行内での振込や自動引落²⁷を含まないため、資金移動業者が銀行を資金移動取引の面で凌駕しつつあると判断するのは早計である。しかし、少なくとも新たに登場してきた銀行以外の業者のシェアが、銀行の固有業務のひとつであった資金移動に関して無視し得ない規模にまで拡大してきた点は重要であろう。

3.2 銀行の流動性供給機能

要素還元主義的にみれば、銀行の機能は、「預金」・「貸出」・「為替」といった個々の固有業務の機能（およびその周位的、関連的機能）を足し合わせることによって実現できるものと解されるかもしれない。もしその考え方が正しければ、前述のように銀行の固有業務の各々を代替するサービス提供者が既にある程度存在しているのであるから、それらが適切に業務を拡大していくことによって徐々に銀行はその存在意義を失い、産業として衰退していくことになろう。しかし、結論を先取りしていえば、銀行機能が下位レベルの機能にアンバンドル（分解）され、その各々がいかに効率的に提供されたとしても、銀行と同等またはそれ以上のサービスの提供は不可能である。むしろ銀行においては、預金と貸出が結合されることによってより高次の機能が実現していると考えべきなのである。

3.2.1 流動性供給機能と銀行預金の特殊性

銀行機能の本質は、「預金」・「貸出」・「為替」といった、ある意味表層的な機能にあるのでは

²² 銀行法で規定する為替取引とは、「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること」とされている（2001年3月12日最判第三小法廷決定）。

²³ 少なくとも、銀行免許を得て、「銀行」として行わざるをえなかった。なお、米国の法制では、為替取引の取扱いを銀行に限定していないため、従来より銀行以外の為替業者（例：The Western Union Company）が存在していた。

²⁴ 資金決済に関する法律に基づく業者規制としては、業者の登録、資金保全義務の導入、業者に対する監督などがある。

²⁵ 2013年8月31日現在の計数（金融庁ホームページ）。

²⁶ 銀行等の金融機関間で実施されている円貨の振込取引のこと。

²⁷ 公共料金やクレジットカードの支払等で利用される同一銀行内での資金の振替のこと。

ない。これらは銀行の業務を観察した際に見いだされる銀行行動のパターン（現象）に過ぎず、銀行の本質的機能とは異なるものである。これに対し、銀行の本来的な機能の中心は、マネーストックの相当部分を占める預金通貨を自律的に創出し、経済に対して供給しうる点にあると考えられる。中央銀行は銀行券（現金通貨）を独占的に発行できる点で特権的な地位にあるが、銀行も預金通貨を発行できるという点において、他の一般事業会社とは一線を画する独特な立場にあるといえる²⁸。ここでは、そうした銀行の本質的機能を「流動性供給機能」と呼ぶこととするが、同機能はいかにして銀行において可能となるのであろうか。

銀行が資金を貸し出す際に借手に対して現金を引き渡すことはほとんどない。実際に行っているのは、銀行に開設された借手の流動性預金口座に貸出額相当の金額を入金記帳することである。言い換えれば、銀行は借手に自らの負債（預金債務）を提供することで融資を実行しているのである²⁹。これこそが「信用創造」と呼ばれる過程の中心である。つまり、信用創造自体はきわめて単純なものであり、原理的には誰でも同様の取引を行うことが可能である。例えば、一般の企業が他の企業に対して事実上の信用供与を行う際に、自らの債務として手形を振り出し、これを引き渡すことがある（いわゆる融通手形³⁰の振出）。また通常、CP（コマーシャルペーパー）は発行企業が資金調達のために発行するものであるが、発行企業が相手企業との間で、発行額見合いの資金を受け取ることなしにCPを発行し引き渡すという形で与信取引を行うことも想定できる³¹。これら取引では、いずれも手形やCPといった企業の負債を発行することによって相手企業に対して融資を行っていることになる³²。

しかし、これらの取引は、当該企業間のみで行われた与信取引であって、そのようにして発行された負債が、預金通貨のようにその他の経済主体の間を円滑に転々流通するというわけではない。この例でいえば、手形やCPは期日が来れば償還されてしまうため、支払手段として流通できる期間・範囲は極めて限定的である。また、その流通市場には万人がアクセスできるわけではないので誰に対しても支払手段として通用するわけではない³³。さらに、手形やCPについては、不渡やデフォルトの可能性もあるため額面どおりの償還は保証されていない。つまり、銀行以外の者において信用創造（負債発行による信用供与）が可能だとしても、そのようにして創出された負債が支払手段として広範に流通しうるかということは全く別の問題である。

それでは、銀行が発行する負債（預金債務）が支払手段として機能しうるのはどのような理

²⁸ 同様に、銀行（預金取扱金融機関）は、銀行以外の金融機関（証券会社、ノンバンク、保険会社等）と比べても特別であるといえる。

²⁹ これに対して、銀行以外の経済主体が融資を行う場合は、その保有する資産（現金、預金通貨）を貸し付けることで実行される。

³⁰ 商取引の実体の伴わない融通手形の振出しは、法律上禁止されているわけではないが、実務上は避けるべき取扱いとされている。

³¹ ダイレクトCPの場合は、取引条件を相対で決めるため、理屈の上ではこうした取引も可能であると考えられる。

³² このようにして手形やCPを受け取った企業は、それを相対での割引や流通市場での売却によって現金化したり、裏書譲渡（手形の場合）して支払手段として利用することができる。

³³ 手形市場はインターバンク市場であるため参加者は金融機関に限定され、CP市場はオープン市場ではあるが家計等の一般消費者は参加することができない。

由によるものなのか。それは銀行が預金業務と貸出業務を併せ営んでいることと密接に関係している。先述のように、銀行は預金債務を発行することで貸出を行う。その場合の預金債務は、典型的には普通預金や当座預金といった要求払預金（流動性預金）である。そして、銀行の提供する要求払預金には以下のような特徴が備わっている。

- ①必要に応じて1円単位で自由に払出しができる
- ②元本が保証されている
- ③口座間の振替によって資金移動ができる

これらの特徴は、支払手段として機能するためには必須の条件である。まず、商取引は任意のタイミングで生じうるため、それに対応して支払手段は適時に遅滞なく利用できなくてはならない。このため即時の払出が可能だという上記①の特徴が必要となる。また、支払手段の価値が安定的に維持されていること（少なくとも容易に減価しないこと）は、個々の取引だけでなく経済全体にとっても重要なポイントである。よって支払手段の価値（元本）が保証されているという特徴（上記②）が要請される。さらに、汎用的な支払手段として機能するためには、誰もがそれを支払うことができ、かつ受け取ることができねばならない。つまり、法人のみならず個人も含めて社会成員のほとんどが容易にその支払手段にアクセスできるような仕組み（インフラ）が存在していることが前提となる。それを可能とするのが上記③の特徴である。

銀行以外のいかなる経済主体においてもこうした特徴を持つ負債を発行することは（少なくとも現状では）困難だと思われる。上記①および②の特徴に関しては、銀行以外の者が契約によってそれらを備えた金融商品をつくることは理屈の上では可能であろう。しかし、それが実際に履行可能であるかは極めて疑わしい。なぜなら、銀行システムは、これらを可能とするため次のように相応のコストを支払っているからである。まず、銀行は即時の預金払出し（特徴①）を実効的なものとするための環境整備として、営業店網の維持や広範囲にわたるATMネットワークの敷設を行っている。また、預金通貨の元本保証（特徴②）を実現するためには、預金債務の見合いとして銀行が保有する貸出資産等の価値が劣化しないよう維持されなければならないが、この点については、銀行経営の健全性を確保するという趣旨で銀行監督当局による厳格な検査やモニタリングが実施されており、銀行はそれに服する義務を負っている³⁴。

次に、預金においては口座間の振替によって経済的価値の移動が可能となっている（特徴③）が、この点については、現在ほとんどの家計が銀行預金口座を持っており、あらゆる銀行の預金口座間で資金移動（振込）が可能だという事実によって担保されている。その意味するところは、任意の銀行が発行する預金債務（預金通貨）は他のいかなる銀行に対しても額面で同等の価値を持ち、銀行間で相互に交換可能だということである。これが可能となるためには、銀行システムにおいて「資金決済システム」と呼ばれる銀行間の預金通貨の相互移動のためのネ

³⁴ 加えて、預金保険制度の設置も、預金債務の価値を維持することに関する事後的な対応として挙げることができる。

ットワーク（制度およびインフラ³⁵⁾が整備されていることが前提である。しかしながら、銀行以外の者において、こうしたインフラの整備は行われておらず、したがって、たとえ仮に特徴①および②を備えた負債を発行できたとしても、それを全国規模であらゆる経済主体間でやりとりすること（特徴③）は事実上困難である。

3.2.2 預金と貸出の結合

預金は一見、単純な金融商品ではあるが、実のところは前述のように、様々な制度やインフラによって支えられている特別な金融商品である。その「預金」を自らの債務として発行することによって「貸出」を行うことのできる銀行は、それを以て預金通貨を創出し経済に供給するという役割を果たしている。つまり、銀行において「預金」受入と「貸出」が不可分に結合しているがゆえに流動性供給機能が実現しているのである。言い換えると、預金の機能のみを提供する主体と貸出の機能のみを提供する主体が、いかに協調・提携したとしても流動性供給機能を持つには至らない。

図8は、預金と貸出の結合によってどのように預金通貨が創出されるかを簡略化したバランスシートで図示したものである³⁶⁾。同図のうち(1)は、預金と貸出の機能を両方備える銀行の場合であり、ここでは、貸手企業への貸出の実行において、銀行の預金債権の提供と同時に銀行が企業から貸出債権を取得している様子が示されている。これをみると、銀行貸出とは銀行と企業との間の預金債権と貸出債権（または預金債務と貸出債務）の交換であることがわかる。また、ここで貸し出される預金は、貸出実行以前には銀行、借手企業のいずれのバランスシート上にも存在しなかった預金債権・債務であり、貸出取引に伴って新たに創出されたものである。

他方、図8の(2)は、銀行ではなく、銀行の個別機能を代替する2者、預金受入のみを取扱う「預金会社」（貸出は行わない）と貸出のみを取扱う「貸出会社」が協調して貸出を行うケースを想定したものである。通常ノンバンク等が貸出を行う場合には、ノンバンクが既に資産として保有している現金通貨または（別の銀行に預けてあるノンバンクの）預金通貨を借手に引き渡し、それに伴って貸出債権を取得するという形になる。よってノンバンクの場合は預金が新たに創り出されるということはない。それでは預金会社と貸出会社が協調することによって預金通貨の創出は可能となるのだろうか。この図で示すように貸出会社は、借手から貸出債権を取得し、同時に預金会社が預金債務を借手に発行することとなるため、預金会社と貸出会社の間で何らかの形で清算を行わなければならない。その方法として考えられるのは、(a) 貸出

³⁵⁾ わが国の場合は、銀行間の預金通貨移動のインフラとして、各銀行のコンピュータを通信ネットワークで結ぶ「全銀システム」が存在し、それをもとに「全国銀行資金決済ネットワーク」が内国為替制度を運営している。（全国銀行資金決済ネットワーク、2012）

³⁶⁾ 取引に伴う限界的な部分のみを模式的に示している。

会社が予め預金会社に自社の預金口座を開設しておき、貸出債権の取得に伴い同口座から貸出額相当を減額する方法と、(b) 貸出会社が貸出債権の取得と同時に預金会社に同額の資産（例えば現金）を引き渡す方法である。(a) の方法では、預金会社の立場でみると、既に預け入れられている貸出会社の預金が借手企業の預金に振り替わっただけであり、新たな預金は創出されていない。また (b) の場合は、新たに預金は増えているが、預金会社は貸出会社から受領した資産（現金）に見合った額の預金を記帳したにすぎない。いずれにしても、預金と貸出が分離されている場合は、銀行貸出のケースのように何もなかったところから新たに預金（通貨）が出現してくることはない。このような点からも、預金と貸出の結合している銀行という存在は、他の金融機関に比べても特別な役割を担っていると考えるべきである³⁷。

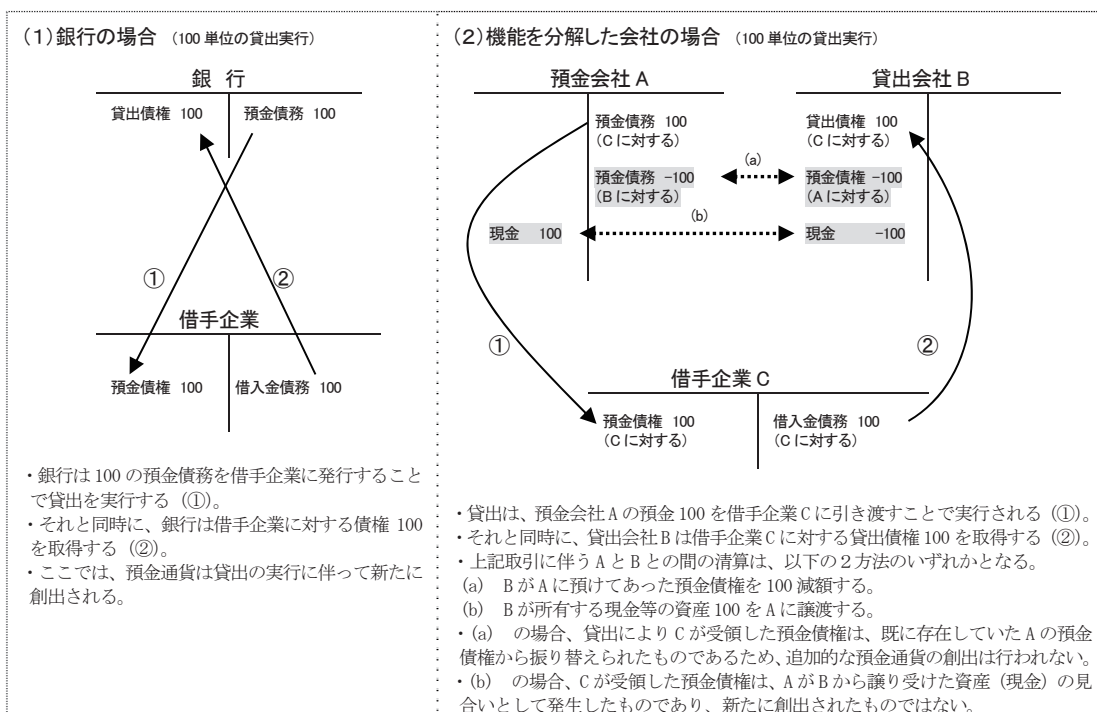


図 8 預金と貸出の結合による預金通貨の創出

銀行以外においては預金と貸出の結合が困難だということについて、より実際的な観点からも触れておこう。まず、わが国の銀行法では第 2 条第 2 項において銀行業を次のように定義している。

³⁷ 銀行における預金と貸出の結合に関しては、他に、Diamond and Rajan (2001a, b) が貸出先企業への規律付けの効果を持つことや、Kashyap, Rajan and Stein (2002a, b) がバファーストックとしての安全資産保有コストを節約する効果がある点を指摘している。しかしこれらは、預金と貸出を併営することによって、銀行が他に比べて相対的に有利となる点を示しているに過ぎない。だが、流動性供給機能は、預金と貸出を結合させている銀行においてのみしか実現しない機能である。

この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

- 一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。
- 二 為替取引を行うこと。

そして、同法第4条第1項では、銀行免許を持つ者のみが銀行業を営めるとしている。このことから、預金業務と貸出業務を組み合わせて提供することは、銀行のみに認められていることがわかる。さらに、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」では、預金受入に限っても銀行以外の者が扱うことを禁じている。よって、貸出業務のみであれば誰であっても行うことはできるが、預金受入（およびそれを貸出と組み合わせること）に関して言えば、銀行免許を取得して銀行とならない限り扱うことは不可能である。

3.3 失われた20年と銀行の本質的機能

「失われた20年」を経てもなお、銀行のみが預金通貨を創出し経済に対して提供する主体であるという状態には基本的に変化はないと考えられる。一見、銀行業を代替しうるような金融サービスを提供する主体はいくつか登場してきているようではあるが、それらは銀行の表層的な機能を部分的に代替するのみであり、銀行の本質である流動性供給機能を担うには至っていないからである。したがって、いかに銀行の以外の者が預金類似の金融商品や貸出サービスの提供を拡大し、それによって、現象面で銀行のシェアや位置づけが低下したとしても、依然として銀行が経済において果たす預金通貨の供給者としての役割の重要性は確固たるものであり、銀行という存在が容易に衰退したり消滅したりするような性質のものではないということである。

その一方で、少なくとも中長期的には上述のことがあてはまるとしても、超長期的に展望した場合、預金通貨の供給に関する銀行の独占状態の継続が、遠い将来においても保証されているわけでもないだろう。それは、今後の技術革新が金融サービスに何をもたらすかを現時点で正確に予測することはできないため、銀行より優れた流動性の供給者が、全く新しいスキームを伴って登場してくる可能性を排除できないからである。

それでは、流動性供給機能という観点でみた銀行の競合者とはどのような形態であると考えられるだろうか。技術革新の結果として、銀行以外に、自らの負債の発行によって信用供与を行い、その負債が支払手段として利用可能であるような経済主体が登場したと想定してみよう。まず第一に考えられるのは、電子マネーや企業ポイント³⁸の発行体が、信用によって電子マネーや企業ポイントを発行するようなケースである³⁹。現在流通している電子マネーは、通貨を見合いとし

³⁸ 企業ポイントとは、航空会社のマイレージのように事業者が顧客に対して販売促進、顧客囲い込みのために発行する経済的価値のこと。

³⁹ 厳密に言えば、現在の法制（資金決済に関する法律）では、電子マネーの発行者は発行した電子マネーの価値の50%を供託することとされているため、無制限の発行はできないが、この供託率が低下すれば、現行の銀行における準備率のような位置づけに近づくと思われる。また、企業ポイントについては、現状、すべての発行体において負債計上されていない可能性もあるが、ここでは負債計上されているものと仮定する。なお、EUの電子マネー指令は、電子マネー発行体が信用によって電子マネーを発

て発行され、通貨の使用を節約するという役割しか負っていない⁴⁰。だが、電子マネーや企業ポイントが発行体の負債として融資の形で発行されるようになれば、その位置づけは大きく変化するだろう。既に現在でも限定的な範囲ではあるが、特定の企業ポイントと電子マネーの間で価値の移行が可能となっていることもあり⁴¹、これらにおける支払手段としての使い勝手は向上してきていると考えられる。また、電子マネーや企業ポイントを利用者間で電子メール等を通じて移送することができるようになれば、これらの支払手段としての地位は預金にますます近づくかもしれない⁴²。第二の形としては、既にある程度預金の代替としての役割を果たしている投資信託が支払手段となるものである。これは、投資信託が信用により投資信託受益証券を発行することにより実現する⁴³。特に、MMF や MRF のように預金類似の投資信託であれば、預金に代わって支払手段としての役割を果たすことは容易であり、加えて、受益証券を安全かつ容易に移送することのできる資金決済システムが構築されれば、預金との本質的な類似性はより高まるであろう。⁴⁴

しかし、ここで挙げた電子マネーや投資信託が、銀行と同等の流動性供給機能を持つに至る可能性は、実際のところ、かなり低いと言わざるを得ない。その理由は、「銀行預金通貨システム」が既に存在し広く利用されている現状に対し、追加的に「投資信託通貨システム」や「電子マネー通貨システム」を構築し運営するための社会的コストを合理的に説明することの困難さにある。何らかの理由で銀行システムが崩壊し機能しなくなったような状態を想定しない限り、追加的な通貨システムの構築は正当化し難く、少なくとも現状はそうした状態ではない。また、仮に「投資信託通貨システム」や「電子マネー通貨システム」が成立したとして、それが機能的に何なのかと問われれば、「もはやそれは「銀行」と呼ばれるべき存在以外の何ものでもない」ということになりはしないだろうか。⁴⁵

4 まとめと結び

「銀行は衰退産業か」という設問に対して、データのみを用いて答えることには困難が伴う。デュエムークワイン・テーゼを持ち出すまでもなく、銀行業の時系列的データは両義的であり、

行することを禁じている（森下（2005）参照）。

⁴⁰ その意味で、現状の電子マネーは「通貨」ではない（吉田（2012）参照）。

⁴¹ 企業ポイントの相互利用の状況については、経済産業省取引信用課（2008）を参照のこと。

⁴² 厳密に言えば、電子マネー、企業ポイントのいずれでもないが、例えば、インターネット通販サイトである Amazon.com が提供する Amazon Gift Cards（Amazon ギフト券）は、電子メールを通じて送付することができる。

⁴³ ここではバランスシート上、資産側に貸出債権が、負債側にその見合いとしての受益証券が純資産として計上される。

⁴⁴ 投資信託を銀行に代わる新たな支払決済システムとする構想については、Cowen and Kroszner（1990）、Scott（1998）などがある。

⁴⁵ ここで示した例以外の可能性として、既に一部で流通している Bitcoin と呼ばれるネットワーク上の仮想通貨が挙げられる。これは、中央集権的な発行組織を持たないデジタル通貨（P2P 電子マネー）であり、中央機関の管理なしに当事者間（P2P）で直接に価値のやりとりを可能とするものとされている。その発行は mining（採掘）と称され、発行量（埋蔵量）にも上限が設けられているなど、その性質の多くは商品貨幣である金のアナロジーとなっているが、その素材価値は（デジタルデータであるがゆえに）存在しないこと等から、一般受容性の面で脆弱性があるのではないと思われる。しかし、もし Bitcoin のように、従来の通貨とは全く基盤の異なる媒体が新たに通貨の地位を獲得するようになる可能性も否定はできない。そのような場合には、預金通貨の唯一の発行者としての銀行の地位は、相対化されてしまうかもしれない。

いかようにも解釈することが可能だからである。また、そもそも従来の銀行衰退論においては、「衰退」の定義や判断基準が明確でなく、漠然としたデータ上の傾向から直感的に衰退の有無を判断していたようなところもあった。このため、銀行衰退論とは結局のところ「印象論」に過ぎないのではないかと批判されても仕方がない状況だったといえる。こうした点を踏まえると、本稿のようにデータのみを拠らず、銀行機能に対する原理的な考察に基づいて銀行業の衰退を取扱うことは、ひとつのアプローチとして意味があるといえるのではないだろうか。

本稿の結論をまとめると次のとおりである。銀行は、経済に存在する通貨量のうちでも大きな部分を占める預金通貨を供給するという重要な役割を担っている。その役割は、銀行において預金と貸出が結合し流動性供給機能が実現することによって可能となっている。現状、様々な理由から銀行以外の金融機関では預金受入と貸出が分離していることから流動性供給機能を発揮することが出来ず、銀行が独占的に預金通貨の供給を行っている。また将来を展望したときに、今後、新たな金融サービス提供者が銀行に代わって流動性供給機能を発揮して（預金通貨に代わる）支払手段を経済に提供するようになるとは考えにくい。したがって、引き続き銀行が経済に流動性を供給し続ける以上、銀行業が衰退していくことはない判断すべきである。

この結論は、わが国の銀行のみならず、預金と貸出を結合させた「銀行」というビジネスモデルが存在するすべての国・経済についても同様にあてはまる。よって、伝統的な銀行業が衰退している（とみなされる）状態がより顕著である米国においても事情は同じである。つまり、たとえいかに銀行の地位が低下しようと、未だ銀行を代置しうるような流動性供給機能をそなえたビジネスモデルは出現していないのであるから、米国における銀行の本質的な重要性に変化はないと考えるべきであろう。こうしたことから、少なくとも現状の文脈の延長線上において「銀行の消滅」の可能性を語ること⁴⁶は早計であるといわざるを得ない。

最後に残された課題について触れておこう。本稿の主張のポイントは、通貨でもある預金を経済に対して供給しうる銀行の能力の特殊性に拠っている。つまり「銀行衰退論」はその意味で、銀行の特殊性を主張するところの「銀行特殊論」⁴⁷と密接に関係していることになる⁴⁸。そこで今後は、銀行の衰退の問題を単独で考えるのではなく、銀行特殊論も視野に入れて包括的に議論を整理していく必要があるだろう。

以上

⁴⁶ 例えば、Greenspan(1994)は、銀行は将来、「Financial management, advisory, and communications firms」に変化する（つまり、銀行は特殊性を失い、一般事業会社と同じ位置づけになる）と予測する。また、Rajan(1998)は、理念的には銀行は死にゆく（dying）存在であるとしている。

⁴⁷ 銀行特殊論の代表的な文献としては、Corrigan(1982)などがある。

⁴⁸ 銀行衰退論の「銀行業は衰退しない／銀行業は衰退する」という言明は、銀行特殊論の「銀行は特殊である／銀行は特殊ではない」という主張と対をなしていると考えられる。

参考文献

- Boyd, J. H. & Gertler, M. (1994). Are banks dead? Or are the reports greatly exaggerated? *Federal Reserve Bank of Minneapolis, Quarterly Review*, 18(3), 2-23.
- Corrigan, E. G. (1982). Are banks special? *The Federal Reserve Bank of Minneapolis, Annual Reports*, (1982).
- Cowen, T. & Kroszner, R. (1990). Mutual fund banking: a market approach. *Cato Journal*, 10(1), 223-237.
- Diamond, D.W. & Rajan, R.G. (2001a). Banks and liquidity. *American Economic Review*, 91(2), 422-425.
- Diamond, D.W. & Rajan, R.G. (2001b). Liquidity risk, liquidity creation, and financial fragility: A theory of banking. *Journal of Political Economy*, 109 (2), 287-327.
- Feldman, R. J. & Lueck, M. (2007). Are banks really dying this time? *Federal Reserve Bank of Minneapolis, The Region*, (September), 6-9 and 42-51.
- Greenspan, A. (1994). Regulatory viewpoint: Optimal bank supervision in a changing world, *Journal of Commercial Lending*, (July 1994), 43-51.
- Hellman, T., Murdock, K. & Stiglitz, J.E. (2000). Liberalization, moral hazard in banking, and prudential regulation : Are capital requirements enough? *American Economic Review*, 90(1), 147-165.
- Kashyap, A.K., Rajan, R.G. & Stein, J.C. (2002). Banks as liquidity providers: an explanation for the coexistence of lending and deposit-taking, *Journal of Finance*, 57, 33-73.
- Kaufman, G.G. & Mote, L.R. (1994). Is banking a declining industry? A historical perspective, *Federal Reserve Bank of Chicago, Economic Perspectives*, (May), 2-21.
- Rajan, R. G. (1998). The past and future of commercial banking viewed through an incomplete contract lens. *Journal of Money, Credit, and Banking*, 30(3), 524-550.
- Scott, K. E. (1998). Mutual Funds as an Alternative Banking System. *Journal of Institutional and Theoretical Economics*, 154, 86-96.
- Wheelock, D.C. (1993). Is the Banking Industry in Decline? Recent Trends and Future Prospects from a Historical Perspective, *Federal Reserve Bank of St. Louis, Review*, 75(5), 3-22.

- 羽野三千世 (2008) 「金融ビジネスは伝統的な商業銀行モデルに回帰する」『ITPro』2008年11月20日 (<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20081120/319617/>)
- 樋口修 (2003) 「米国における金融・資本市場改革の展開」『レファレンス』平成15年12月号
- 堀内昭義 (2003) 「金融自由化の効果と銀行経営統治に関する一試論」『フィナンシャル・レビュー』December-2003 財務省財務総合政策研究所 124-138
- 経済産業省取引信用課 (2008) 「新たな支払サービスの現状と課題について」(産構審産業金融部会・流通部会 商取引の支払に関する小委員会 (2008.9.17 開催) 配布資料)
- 木下伸行 (1999) 『解説 改正銀行法』日本経済新聞社
- 森下哲朗 (2005) 「電子マネーに関する規制についての欧米の動向」 金融法務研究会『電子マネー法制』3章 全国銀行協会
- 中本哲史 (n. d.) 「ビットコイン : P2P 電子マネーシステム」(<http://www.bitcoin.co.jp/docs/SatoshiWhitepaper.pdf>)
- 西村清彦 (2011) 「金融機関「超」選別時代のリテール戦略—「金融リテール戦略 2011」における講演」(http://www.boj.or.jp/announcements/press/koen_2011/data/ko111209a.pdf)
- 鈴木博 (2009) 「資金決済分野への事業会社の進出と金融機関の対応」『農林金融』2009年9月号
- 吉田康志 (2005) 「日本の伝統的銀行業の長期的趨勢—について報告の銀行業は衰退産業か—」『中央大学大学院研究年報』8
- 吉田康志 (2012) 「新たな支払手段と預金通貨—「電子マネー」は本当に新しい支払手段なのか—」『金融』2012年11月号
- 吉田康志 (近刊) 「「失われた20年」と銀行をめぐる環境の諸変化」萩原弘子編『日本経済の長期停滞と産業』4章 兵庫県立大学政策科学研究科
- 全国銀行協会金融調査部 (2012) 『全国銀行財務諸表分析 (平成23年度決算)』全国銀行協会
- 全国銀行資金決済ネットワーク (2012) 『全国銀行データ通信システム』全国銀行資金決済ネットワーク